

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年11月7日(木)  
午前10時 ~ 午後0時5分

第2 出席者 谷垣委員長  
磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員、  
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 国家公安委員会委員長を代理する者の指定に係る互選について

現在、警察法第6条第3項に基づく、委員長に故障がある場合の「委員長を代理する者」の職にある磯邊委員が、来る11月11日に任期を終えることになることから、11月12日以降の「委員長を代理する者」をあらかじめ委員(磯邊委員を除く。)で互選を行い、渡邊委員が選任された。

#### (2) 人事案件について

警察庁から、「10月29日付け地方警務官(死亡)1名の人事異動について発令することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

### ( 3 ) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「大阪府警察の巡査部長が、10月1日、取調中の被疑者の貯金通帳から現金を窃取したとして通常逮捕され、9日、懲戒免職となった事案に関し、同府警察は、11月8日、上司5名を本部長訓戒等の措置とするとともに、国家公安委員会の了承が得られれば、署長を本部長注意の措置とする予定である。」旨の報告がなされた。

### ( 4 ) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

### ( 1 ) 平成15年警察庁月間及び月別広報重点の策定について

警察庁から、平成15年警察庁月間及び月別広報重点を策定したので、その概要について報告がなされた。

委員から、「項目によっては、例えば、来日外国人犯罪対策など関係省庁と連携した取組みを必要とする問題について、全国でシンポジウムを開催して問題の所在を国民に訴える形の広報を考えるなど、インパクトのある政策的広報を考えてはどうか。11月5日に開催された中国・四国管内公安委員会連絡協議会に出席するため、広島県に出張した際、広島県警察本部長から暴走族対策について熱心な説明を受けた。議会と二人三脚でこの問題に取り組み、地元の新聞社の協力も得て積極的なPRを行い、県民の支持と共感の下に対策を実行したことが暴走族の減少という効果につながったとのことであった。来日外国人犯罪対策や少年問題などについて、従来と変わった広報を考えると良いと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「月別広報重点は、内閣広報室が行う新聞のスポット広告などの政府広報とリンクしており、政府広報を依頼する時期を決める礎のような性格がある。ご指摘

の打って出る広報は、この月別広報重点とは別に、各局でタイミングや媒体を考えて行う必要があり、来日外国人犯罪対策、少年問題やその他のテーマごとにどういう施策をアピールし、その方策をどうするかは良く考える必要があると思う。」旨、説明した。

(2) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「11月5日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告がなされた。

(3) 国会の状況について

警察庁から、「11月1日に行われた衆議院内閣委員会の状況等」について報告がなされた。

(4) 殉職事案の発生について

警察庁から、「京都府警察の巡査部長が、公用バイクで警ら中、交差点を右折する際、車両に跳ねられ、収容先の病院で死亡、殉職した。」旨を報告した。

(5) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「山形県警察の巡査長が、10月3日、同僚の財布を窃取した事案に関し、同警察は、26日、同巡査長を窃盗罪で通常逮捕するとともに、11月5日、懲戒免職の処分とした。

大阪府警察の巡査長が、8月29日、大阪市内において、帰宅中の女性を脅迫し、胸を触るなどした事案に関し、同府警察は、11月2日、同巡査長を強制わいせつ罪で通常逮捕するとともに、8日、懲戒免職の処分とする予定である。」

旨の報告がなされた。

(6) 「総合セキュリティ対策会議」報告書について

警察庁から、「有識者からなる総合セキュリティ対策会議における、産業界等と警察等との連携の在り方についての検討状況を取りまとめた報告書を作成したので、その概要等」について報告がなされた。

(7) 第9回少年問題シンポジウム「少年警察ボランティアのあり方を考える」の開催について

警察庁から、「11月14日、『少年警察ボランティアのあり方を考える』をテーマとした第9回少年問題シンポジウムが開催される予定である。」旨の報告がなされた。

(8) ロシア極東地域の治安当局幹部の個別招へいについて

警察庁から、「11月12日から15日までの間、ロシア極東地域の治安当局幹部を招へいして、銃器対策を中心とした協議を行う予定である。」旨の報告がなされた。

(9) コンピューターメーカーに対する恐喝未遂事件について（神奈川県警察）

警察庁から、「神奈川県警察は、コンピューターメーカーに対し、流出したデータの買い取り要求をした事案に関して、11月4日、被疑者4名を恐喝未遂罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(10) 元阪神高速道路公団幹部らによる環境対策工事発注をめぐる偽計入札妨害事件について（大阪府警察）

警察庁から、「大阪府警察は、11月2日、阪神高速道路公団発注の環境対策工事の入札に関して、建設会社の経営者に設計金額の概数を教示して、同社の関連会社に当該工事を落札させるなどした元阪神高速道路公団幹部ら4人を偽計入札妨害罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

**(11) 元大阪第一信用金庫理事長らによる背任事件について（大阪府警察）**

警察庁から、「大阪府警察は、11月1日、元大阪第一信用金庫理事長らが、共謀の上、自己等の利益を図る目的で、貸付金回収のための適切な措置を講ずることなく元理事長本人に対し数千万円を不正に融資した容疑で、同理事長ら3人を背任罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

**(12) 釧路市長らによる公職選挙法違反（公務員の地位利用による選挙運動）事件について（北海道警察）**

警察庁から、「北海道警察は、11月4日までに、釧路町在住の釧路市職員に対して、釧路町長選挙の候補者のための投票及び投票取りまとめを依頼した釧路市長ら4名を公職選挙法違反で逮捕した。」旨の報告がなされた。

**(13) 行政対象暴力対策の推進について**

警察庁から、「暴力団等の資金源を封圧し、行政の健全性、公正性を確保するため、行政対象暴力対策を推進することとした。」旨の報告がなされた。

**(14) 第9回ITS世界会議の開催結果等について**

警察庁から、第9回ITS世界会議が10月14日から4日間、米国シカゴ市で開催され、各国におけるITSの動向等について発表・協議が行われたところ、その概要等について報告した。

**(15) 皇太子同妃両殿下の「第2回全国障害者スポーツ大会」御臨場等（高知県）に伴う警衛警備について**

警察庁から、「皇太子同妃両殿下は、11月8日から10日までの間、『第2回全国障害者スポーツ大会』御臨場等のため、高知県へ行

啓になる。関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

(16) JR東労組における革マル派活動家らによる組合脱退・退職強要事件の検挙等について

警察庁から、「警視庁は、平成13年1月21日から6月29日頃までの間に埼玉県内で発生した『JR東労組における革マル派活動家らによる組合脱退・退職強要事件』に関し、11月1日、革マル派活動家ら7人を強要罪で通常逮捕するとともに、JR東労組中央本部事務所等を捜索し、関係資料を押収した。」旨の報告がなされた。

(17) 我が国におけるインターネット治安情勢の分析について

警察庁から、全国警察施設に対するサイバー攻撃のサイバーフォースセンターによる監視結果及び分析結果等について報告した。

### 3 その他

(1) 委員から、「国家公安委員会及び各都道府県公安委員会の活動が、警察改革後にどのように変化しているのかがあまり理解されていないのは大変残念であり、我々も含め、国民の理解を深めるための更なる努力が必要な気がする。」旨、発言があり、警察庁から、「国家公安委員に関して、従来から『兼職しているのはおかしい。』『週1回しか出ていないのではないか。』『給与が高い。』等の意見がある。給与の問題は特別職の給与に関する法律で一律に定まっていることなので、我々として対応すべき事項ではないが、兼職の問題については、『市民感覚で警察を管理していただくということであれば、色々な所に軸足を置いている方々が、集合体として議論することにむしろ意味があるのではないか。』とし、『週1回』の指摘に対しても、『現在、定例国家公安委員会への出席以外にも、委員相互の意見交換や警察庁からの意見聴取、都道府県公安委員との意見交換や第一線警察活動の

視察等の国家公安委員としての活動を活発に行っている。』等説明しているが、残念ながらなかなか理解が得られていない状況にある。」旨、説明した。

委員長から、「警察改革後の公安委員の活動状況を新聞等で取り上げてもらったり、検証してもらおうということとはできないのか。」旨の質問があり、警察庁から、「昨年及び今年の2回、警察刷新会議のメンバーがお集まりになり、この1年間の警察改革要綱に盛り込まれた事項の推進状況について検証された。その後の記者会見で、刷新会議のメンバーとして率直な感想を述べられていたが、記者の方は、そうした変化が分かっていることもあってか、あまり記事にはならなかった。」旨、説明した。その後委員長から、「私も折に触れ、国会の場等で理解を深められるよう努力したい。」旨、警察庁から、「警察庁としても引き続き、国会議員、報道機関等の理解が得られるよう努力を重ねていきたい。」旨、それぞれ発言があった。

- (2) 委員から、「11月1日に奈良県で開催された近畿管区内公安委員会連絡協議会に出席した結果について3点報告したい。1点目は、協議会に出席した各県の公安委員の方々が、極めて積極的な姿勢であったことである。協議では、警察を管理する上で、公安委員会が警察に対して能動的に動くこと、警察と一定の緊張関係を保つことの2点が最も重要であろうという発表があった。2点目は、平成13年7月、奈良県公安委員会が、同県警察に対して、監察の指示を行った結果について、その後の状況が気になっていたが、今回、同県警察本部を訪問して、現在は現職と警察OBの関係についてマニュアルができていきちんと整理されているという印象であった。3点目は、奈良県警の本部長は、経済産業省の出身で、8月に奈良県警察本部長になった方であるが、警察庁で勤務した経験もあり、治安情勢や街頭犯罪対策等について説明を受けたが、非常に意欲的に物事に取り組んでいるという印象を受けた。なお、前回委員会で委員から報告のあった、関東管区内公安委員会連絡協議会における苦情申出制度に関する議論を紹

介したところ、出席者から、『反復する苦情については3回を目安に以後の通知を行わないこととしている。』旨の報告があり、全体としては苦情件数はそれほど多くなく、対応が大変だという状況でもないので、反復する苦情については3回を目安に対応するという取扱いは妥当ではないかという意見であった。」旨の報告があった。

- (3) 委員から、10月29日に宮城県で開催された東北六県公安委員連絡協議会に出席した結果について、「各県とも、公安委員会による警察の管理について一生懸命考えて、よくやっているという印象を受けた。出席者の中の警察改革の以前から委員をされている方から、『公安委員の仕事は以前に比べてがらりと変わり、非常に忙しくなった。公安委員の常勤化の議論があったが、現在は兼職しているのが実態であり、忙しいながらも一生懸命やっているが、これを常勤とした場合、委員にふさわしい人がいるのか疑問を感じる。』との話があった。また、他の出席者から、『公安委員会の歴史や意義を分かりやすく説明した本があるといいと思う。』との話があったが、警察改革のあった今の時期は、そのようなものを作るのにふさわしいと思うので、読みやすい物を何か考えてはどうか。」旨、報告があり、警察庁から、「警察刷新会議において公安委員を常勤化すべきではないかという議論があり、各県に照会したところ、大半の県で人を得にくくなるので難しいという回答であり、そのことについては刷新会議のメンバーの方も理解を頂けたように思う。したがって、従前どおりの体制で取り組んでいくということだろうと思う。『公安委員会の手引き』については、前回の全公連の常任委員会で同じ意見が出たが、既に作っている県があるし、国と県の公安委員の違いがあって他県のものが参考になるとの意見があり、各県で相互に情報交換をするとのお話があった。公安委員会制度については、警察法の解説の中はかなり説明されている部分もあるが、わかりやすくということが必要な条件だと思うので、工夫していきたい。」旨、説明した。

